

## 札幌市公文書管理規則（平成25年規則第4号）新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
第1条から第7条まで（省略）	第1条から第7条まで（現行のとおり）	
<p>（簿冊等の分類、名称及び保存期間等）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5（省略）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第5条の規定による<u>公開又は札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第14条第1項、第26条第1項若しくは第33条第1項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求</u>があったもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5)（省略）</p>	<p>（簿冊等の分類、名称及び保存期間等）</p> <p>第8条（現行のとおり）</p> <p>2～4（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>(1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>(4) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第5条の規定による<u>公文書の公開の請求又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求、同法第90条第1項の規定による訂正の請求若しくは同法第98条第1項の規定による利用停止の請求</u>があったもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5)（現行のとおり）</p>	<p>札幌市個人情報保護条例を廃止したため、同条例の条文を引用している規定について、これに対応する個人情報の保護に関する法律の条文を規定する。</p>
（以下省略）	（以下現行のとおり）	